割賦販売法の抜本的改正を求める意見書

第1 意見の趣旨

現在,政府において販売信用(クレジット)を利用した悪質商法被害対策の一環として割賦販売法の改正作業が進められ,平成19年6月27日付で産業審割賦販売分科会基本問題小委員会の中間整理が報告されたところであるが,住宅リフォームや呉服,貴金属,浄水器等の高額商品の次々販売に代表されるクレジット不適正与信,クレジット過剰与信による被害対策として,以下の内容を,同法の改正に盛り込むべきである。

記

- 1 クレジット会社の不適正与信防止義務を明定するとともに,悪質業者の被害によって売買契約等が無効・取消・解除となる場合には,クレジット会社が支払いを受けた既払い金返還につき販売会社と共同責任を負う旨の規定を設けること。
- 2 過剰与信被害防止のため,過剰与信防止の具体的基準を設定し,違反に対しては,請求権の制限,契約無効など実効性ある民事責任を設けること。即ち,契約書型(個品方式)のクレジットを特定商取引法取引(訪問販売等)で利用する場合は,過剰与信の具体的基準を具体的に定めて総量規制をすべきである。 既存債務を含め与信総額が年収の3分の1を超えることとなるクレジット契約の与信は原則として禁止し,これを超える契約については,商品購入の動機と返済財源等を個別に審査したうえで与信を認めること。違反した場合は,行政処分の対象とし,かつ請求権制限,契約無効などの民事効果を付与すること。
- 3 契約書型クレジット事業に開業規制を設けること。具体的には,登録制度 と行政規制権限を設け,その権限を都道府県に付与すること。
- 4 クレジット会社に対し、クレジット契約書面の交付義務を課し、訪問販売等でクレジットを利用したときは、クレジット契約にもクーリングオフを認めること。

5 法の適用範囲の拡大

割賦購入あっせんについては,現行の割賦要件を廃止し,マンスリークリア方式を含めること。また現行の政令で指定商品を限定列挙する方式から, 適用対象除外品を定める方式にすること。

第2 意見の理由

1 不適正与信防止の民事ルール明定の必要性

不適正な販売行為を排除する不適正与信の防止については,現行の割賦販売法の抗弁権接続規定や繰り返された加盟店管理の通達によっても,いまだ効果をあげていない。

むしろ,特定商取引法の適用対象となる取引形態(訪問販売,通信販売及び電話勧誘販売取引,連鎖販売取引,特定継続的役務提供にかかる取引並びに業務提供誘引販売取引)において,契約書型(個品式)クレジットを利用する形態の取引で,高齢者を中心に被害が増加しているのが現状である。特に,地方は超高齢化と呼ばれる状態であり,地域に高齢者ばかりの世帯が多い。判断能力不十分な高齢者だけの世帯の場合,いったん悪質業者の訪問販売に遭うと,相談窓口へのアクセス手段が乏しく,何の抵抗も出来ずにそのままいわゆる「次々販売」へと被害が拡大しやすく非常に危険である。地域全体の高齢化は今後も確実に深刻化していくのであり,本改正を機に,悪質商法を助長するクレジットに対しては,できるだけ実効的な防止策を定める必要がある。

ところが現行の割賦販売法30条の4の抗弁権の接続規定では,適正与信を促す動機付けとして十分に機能しておらず,クレジット会社が悪質加盟店と知りつつも直ちに加盟店取引を打ち切ることを阻害している。このため,クレジット業者には,不適正与信を行ったクレジット事業者に対して,何らかの不利益をもたらすような民事ルール,すなわち既払い金返還につき販売会社との共同責任を定めるべきである。

このように契約書型クレジットにおいて共同責任を定める根拠として, 契約書型クレジットは,顧客の獲得から支払い条件の交渉,契約書の作成 まで,クレジット契約締結業務を全面的に加盟店に委ねており,クレジット契約と販売契約が密接に関連していることが挙げられる。また,クレジットというシステムを提供されると,販売店は契約締結さえしてしまえば, 代金をクレジット会社から一括で得られる点,多大なメリットがある。そして,これに目を付けた悪質加盟店による消費者被害が多数発生しており, 大半の業者は倒産し,被害者とクレジット会社の関係だけが残ることがほとんどである。クレジット会社はこのような危険性を有するシステムを提 供し,そのなかで収益を得ている以上,販売行為に詐欺取消,債務不履行 解除などの事由が生じ,原状回復義務が発生した場合は,販売店と共同責 任を負うべきである。

この点,中間報告では,特定商取引法に対する適正な与信を公法上の義務として規定することを前提として,信義則をよりどころとする等により「損害賠償責任」という民事効果を発生させる法律構成との意見もあった。確かに,加盟店管理義務違反について不法行為の成立を認めた裁判例もある。しかし,これまで既払金返還が認められた事件は,警察の捜査資料が得られた事件や,破産管財人からの協力が得られた事件等,悪質販売店と信販会社の内部実態が明らかになった事案に限られている。クレジット会社の加盟店管理義務についての過失立証を前提とした場合,ほとんどの被害者にとっては,泣き寝入りを強いる結果となり,不適正与信排除の実効性を期待できない。実効性ある規制としては,販売店と消費者との売買契約が無効・取消・解除になった場合は,クレジット契約についても既払い金返還を認めるという共同責任を定めるべきである。

なお,この点,クレジット業界の自主規制に委ねるという意見もあるが,これまでも昭和57年以降,数多くの通達で厳格な加盟店管理が求められており,これら行政指導に沿って加盟店審査・管理を行っていれば,十分被害は防げたはずである。しかし,被害は高齢者を中心に増えこそすれ,減ってはいない。信販業界の自主規制では効果を上げないことは既に明らかである。また,行政指導も,同様に,クレジット被害防止の決め手とはなっていない。あくまで民事上の効果として共同責任を規定するべきである。

2 クレジット過剰与信防止

クレジット過剰与信の構造的な原因として,クレジット利用する販売業者は,顧客の支払い能力を無視して販売しても,代金を確実に取得することが出来るため,次々販売を実行できる。また,契約書型クレジットは,申込手続きを全て販売業者(加盟店)に委ねているため,クレジット会社は,提携先加盟店との取引を維持・拡大するには,加盟店から提出されたクレジット申込について,顧客の支払い能力や販売方法を細かく審査しないでそのまま受け入れる姿勢となりやすい。

現行の割賦販売法38条は,抽象的な訓示規定として過剰与信を禁止しているが,意見の趣旨第2項記載のとおり,特定商取引法規制取引に対する個品割賦購入あっせんについては,具体的基準をもって過剰与信防止を定めるべきである。

消費生活センターに寄せられるクレジット関係の相談件数統計から見ると、その約8割が契約書式の個品割賦購入あっせんで占められ、そのうち特に訪問販売等の特商法規制取引にかかる分野にほとんどの被害が集中している。一方、クレジット全体の取引高のうち特定商取引法規制取引に対する個品割賦購入あっせんに利用されている取引高は、約3%に過ぎない(特定商取引法規制取引に対する個品割賦購入あっせんのクレジット契約全体(信用供与額)に占める割合は、約20%(日本クレジット産業協会統計)であり、個品割賦購入あっせんのうち、訪問販売等に利用されているクレジットは約15%(経済産業省取引信用調査課)。その中で上記過剰与信に触れる取引はさらに一部であり、その場合も慎重な審査を行えば与信が認められ、生活を破壊するおそれのある過剰与信だけが規制されるに過ぎず、経済活動の過度な制約にはあたらない。

3 契約書型クレジットに開業規制を設けるとともに,クレジット業者の書面 交付義務を定めるべきである。

被害が多発している契約書型クレジット事業は、登録制度も行政規制権限もなく、契約書面交付義務もクーリングオフもないため、野放し状態で、マルチ商法や内職商法、絵画レンタル商法の被害が発生している。このため、開業規制として登録制度を設けるとともに、特定商取引法の適用対象となる取引形態(訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供にかかる取引並びに業務提供誘引販売取引)において契約書型(個品式)クレジットを利用する形態の取引については、クレジット事業者にも、契約書面交付義務を法律上明定し、クーリングオフの対象とするべきである。

4 指定商品性の廃止,割賦要件の廃止

割賦購入あっせんについては、従前、悪質業者の法令適用回避の途を与えていた実態に鑑み、 割賦要件を廃止し、マンスリークリア方式を含めること、 現行の政令で限定列挙する方式から、適用対象除外品を定める方式にするべきである。

以上

平成19年7月26日

佐賀県弁護士会 会長 松 尾 弘 志